

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	31	担当課	スポーツ課																																																
1 事業名	学校体育施設開放事業																																																		
2 総括評価 今後の課題	約100ある団体が積極的に利用している事業のため、これまでの実績を踏まえつつ、すべての団体に利用マナーを遵守させ、各学校に負担をかけない配慮をしていくことが重要です。施設管理に必要な人件費と、施設の維持管理費などに見合った使用料に見直す必要があります。																																																		
3 事業の背景	ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するために、スポーツ活動に参画できる場を提供することが求められています。青少年の健全育成と住民の体力向上、健康増進や社会体育の普及発展のため、身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。																																																		
4 事業の目的	住民の健康保持増進・体力の向上を図るため、町内小中学校の体育施設を、学校教育運営に支障のない範囲内で、地域住民のスポーツ活動に利用することを目的としています。運動やスポーツを生涯にわたって行なうことができるよう、学校体育施設の環境整備に努めています。																																																		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	スポーツ基本法 東浦町学校体育施設の開放に関する条例																																																		
6 関連事業	—																																																		
7 具体的な 実施内容	学校の体育館や運動場を地域住民が利用できるように開放しています。 《学校開放協力校》 町内の各小・中学校 《登録条件》 (1) 10人以上で活動のできる団体 (2) 登録者の8割以上が東浦町に在住、在勤または在学のこと。 (3) 責任者は成人(20才以上)の方 (4) 傷害保険(個人・団体は不問)に加入のこと。 《申請・許可》 希望月の前月末日までに使用料を添えて申請書を提出し許可を得る。 《使用料》 ・体育館 300円 1回(4時間)につき ・武道場 150円 // ・飛翔館 150円 // ※北部・西部中学校 運動場の夜間照明 最初の1時間まで2,720円 以後30分毎に1,250円																																																		
8 事業実績 (H24～ 26年度)	・利用団体数、回数、延べ利用者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>団体数</th><th>利用回数</th><th>延べ利用者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td><td>100</td><td>4,296</td><td>99,671</td></tr> <tr> <td>平成25年度</td><td>99</td><td>4,478</td><td>96,030</td></tr> <tr> <td>平成26年度</td><td>104</td><td>4,225</td><td>94,088</td></tr> </tbody> </table> ・平成26年度の施設利用率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>利用率(%)</th><th></th><th>利用率(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森岡小学校</td><td>61.3</td><td>北部中</td><td>64.5</td></tr> <tr> <td>緒川小学校</td><td>81.4</td><td>東浦中</td><td>85.7</td></tr> <tr> <td>卯ノ里小学校</td><td>63.3</td><td>西部中</td><td>59.0</td></tr> <tr> <td>片葩小学校</td><td>67.3</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>石浜西小学校</td><td>74.4</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>生路小学校</td><td>81.9</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>藤江小学校</td><td>86.4</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				団体数	利用回数	延べ利用者数	平成24年度	100	4,296	99,671	平成25年度	99	4,478	96,030	平成26年度	104	4,225	94,088		利用率(%)		利用率(%)	森岡小学校	61.3	北部中	64.5	緒川小学校	81.4	東浦中	85.7	卯ノ里小学校	63.3	西部中	59.0	片葩小学校	67.3			石浜西小学校	74.4			生路小学校	81.9			藤江小学校	86.4		
	団体数	利用回数	延べ利用者数																																																
平成24年度	100	4,296	99,671																																																
平成25年度	99	4,478	96,030																																																
平成26年度	104	4,225	94,088																																																
	利用率(%)		利用率(%)																																																
森岡小学校	61.3	北部中	64.5																																																
緒川小学校	81.4	東浦中	85.7																																																
卯ノ里小学校	63.3	西部中	59.0																																																
片葩小学校	67.3																																																		
石浜西小学校	74.4																																																		
生路小学校	81.9																																																		
藤江小学校	86.4																																																		
9 特記事項	—																																																		

10 総事業費(千円・人)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			4,047	3,896	対前年比(%)	3,730	対前年比(%)	3,093	対前年比(%)	
支出	事業費	委託費	386	430	111.4%	363	84.4%	426	117.4%	
		役務費	587	555	94.5%	464	83.6%	609	131.3%	
		需用費	383	383	100.0%	393	102.6%	394	100.3%	
		その他	30	25	83.3%	25	100.0%	57	228.0%	
		合 計	1,386	1,393	100.5%	1,245	89.4%	1,486	119.4%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通		低い	
			③事業効果が高い。			○ 高い	普通		低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。			○ 適切	改善の余地あり			
12 評価の理由			② 身近な場所で気軽にスポーツに親しんでもらえる場を、安価で提供します。							
			③ 年間の施設利用者及び延べ回数は増加傾向にあり、地域住民などに活用されていると判断します。							
			④ 他自治体と比較すると妥当であると考えます。							
			⑤ 施設管理に必要な人件費と、施設の光熱水費などに見合った使用料に見直す必要があります。							
			⑥ 学校体育施設利用を、学校別に計画方針を定めて運営していくと、利用条件・使用料などが学校別となり利用者側に混乱を与えてしまうため、施設利用の統一を図っていくようにしています。							
13 事業を	拡大した場合	利用の予約がない施設の曜日と時間帯を、利用していない団体へ積極的にPRし、施設の空き時間帯をなくすことで利用者が増え、スポーツの増進につながります。								
	縮小・廃止した場合	団体が利用できる場所が町体育館・各ふれあいセンター・藤江コミュニティセンターと近郊市町の体育施設に限られてしまうため、活動場所の確保が困難になります。								
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止		

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	32	担当課	スポーツ課																
1 事業名	スポーツ教室事業																		
2 総括評価 今後の課題	教室の更なる拡充のため、魅力ある内容にしていく工夫が必要であり、それにふさわしい講師陣をラインナップしていくことが課題と判断します。																		
3 事業の背景	子どもの体力・運動能力は昭和の時代と比較して低下傾向にあります。歯止めをかけ、体力の向上と成人の週1回におけるスポーツ実施率を向上させることが課題となっています。そこで、様々なライフスタイルに応じたスポーツに親しむ多くの機会を提供することで、住民の健康と体力づくりを支援し、生涯スポーツ社会を実現するためにスポーツ教室を開催しています。																		
4 事業の目的	子どもの体力向上、運動をする機会の無い方へ、スポーツを始めるきっかけづくりの場を提供します。ここで経験したスポーツを継続するため、教室で知り合った者で同好会を始めたり、既存のサークル等へ加入するなど、自発的な行動へ繋がることを目的としています。																		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	スポーツ基本法、スポーツ振興基本計画																		
6 関連事業	—																		
7 具体的な 実施内容	子どもの体力向上、住民の健康増進、保持を目的にスポーツの基礎が学べる場を提供しています。 1 募集方法 広報ひがしうら、町ホームページ 2 教室名 子ども体育年中A・B、年長A・B、親子体操、子ども卓球、ジュニアソフトテニス、女性ストレッチ&エアロ、スラックライン、初心者キッズダンス、ジュニア水泳(ヤドカリ、アヒル)、ミニテニス体験・・・全13教室 3 対象者 町内在住、在勤、在学の方 ※小学生以下は、保護者が送迎できること。 4 受講料 水泳教室 2,000円 ミニテニス体験 900円 上記以外 2,600円～3,900円 5 期 間 5月10日～11月15日 ※7月1日～8月31日除く																		
8 事業実績 (H24～ 26年度)	スポーツ教室の実績（参照：別紙2 スポーツ教室受講者の推移参照） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>教 室 数</th><th>募集定員</th><th>受講者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td><td>12</td><td>310</td><td>301</td></tr> <tr> <td>平成25年度</td><td>16</td><td>415</td><td>334</td></tr> <tr> <td>平成26年度</td><td>13</td><td>295</td><td>243</td></tr> </tbody> </table>				教 室 数	募集定員	受講者数	平成24年度	12	310	301	平成25年度	16	415	334	平成26年度	13	295	243
	教 室 数	募集定員	受講者数																
平成24年度	12	310	301																
平成25年度	16	415	334																
平成26年度	13	295	243																
9 特記事項	—																		

10 総事業費(千円・人)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			4,596	4,792	対前年比(%)	2,680	対前年比(%)	3,401	対前年比(%)	
支出	事業費	報償費	1,996	2,392	119.8%	1,257	52.6%	1,862	148.1%	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	1,996	2,392	119.8%	1,257	52.6%	1,862	148.1%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。		○	高い	普通		低い	
			③事業効果が高い。		○	高い	普通		低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○	改善の余地あり		
			⑤受益者負担は妥当である。		○	妥当		改善の余地あり		
			⑥手法は適切である。			適切	○	改善の余地あり		
12 評価の理由			② 様々な知識、情報を提供するなど、健康、体力づくりに対する環境づくりの整備として、安価にスポーツを体験できる場を提供していくことは行政の重要な役割です。							
			③ 子どもを対象にした教室は、スポーツに慣れ親しんでいただくため対象年齢を幅広く開催し、教室で知り合った親同士がサークルを立ち上げている実績もあるため、効果はあると考えます。							
			④ 要望が多かった教室を開設して、充実した内容になってきたと捉えています。今後、さらに様々なニュースポーツを周知できるよう、新しい種目を取り入れます。							
			⑤ 受講料は民間が募集する授業料を考慮したうえで、希望する教室へ申込みできるように事業費の3/4に設定しており、金銭的な負担を少なくすることで、気軽に申込みできるようにしています。							
			⑥ 民間の教室と類似したものは受講者の意見を取り入れ、今後存続していくべきか検討していきます。							
13 事業を			拡大した場合							
			縮小・廃止した場合							
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止		

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	33	担当課	スポーツ課																																								
1 事業名	東浦マラソン事業																																										
2 総括評価 今後の課題	コース変更、ぶどう組合の協力、副賞の地元商品採用、町内企業の協賛品等により、参加者の方からは好評を得ています。 必要経費の支出は可能な限り抑えていますが、消費税増税等により運営費も上昇しているため、さらなる物品協賛や無料参加者への副賞、参加賞の再検討をする必要があると考えます。																																										
3 事業の背景	昭和49年に「東浦町民マラソン」として参加者160名で開催したのが始まりです。平成11年から会場をあいち健康の森公園に移し、平成13年からオープン大会となりました。スポーツの普及、振興を目的に、幼児から高齢者まで多世代の人々が気軽にマラソンやジョギングへ参加できる機会を設け、競技力向上と競技人口の拡大を図るために開催しています。																																										
4 事業の目的	スポーツの普及、振興や競技力の向上を図り、地域コミュニケーションの機会の提供をし、活躍する選手の功績によって他の参加者へ刺激を与え、スポーツへの関心、体力づくりや健康づくりの推進をすることを目的とします。																																										
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—																																										
6 関連事業	スポーツ少年団駅伝、ランニングイベント（大府市、愛三工業との合同イベント）																																										
7 具体的な 実施内容	毎年、12月の第3日曜日にあいち健康の森公園をメイン会場とし、マラソン2km、3km、10km、ジョギング2kmを開催し、10kmについては健康の森公園周辺一般道路も使用。 【第40回東浦マラソン】 ・実施日 平成26年12月21日（日） ・会 場 あいち健康の森公園及び周辺道路 ・参加費 マラソン1種目（高校生以上） 2,000円 ジョギング（高校生以上） 500円 ※小、中学生以下無料 ・主 催 東浦町、東浦町教育委員会、東浦町体育協会 ・主 管 東浦マラソン実行委員会（町体育館内） ・賞品等 各種目6位までの入賞者へメダル、副賞として町特産品（巨峰ワイン、知多牛詰合せ） 一番遠方の参加者（東西各1名）に遠来賞 一番年長の参加者（男女各1名）にシルバー賞 ・無料サービス（フリードリンク、おしるこ） ・閉会式終了後にお楽しみ抽選会（全91本）																																										
8 事業実績 （H24 26年度）	○実施種目（マラソン2km、3km、10km、ジョギング2km）と参加者数 <table> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr> <tr> <td>マラソン2km</td><td>777</td><td>652</td><td>658</td></tr> <tr> <td>マラソン3km</td><td>975</td><td>899</td><td>895</td></tr> <tr> <td>マラソン10km</td><td>1,308</td><td>1,213</td><td>1,093</td></tr> <tr> <td>ジョギング2km</td><td>1,043</td><td>1,077</td><td>1,091</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>4,103</td><td>3,841</td><td>3,737</td></tr> </table> ○平成26年度参加者 3,737名の内訳 ・地域別 <table> <tr> <td>東浦住民</td><td>1,734名（46.4%）</td><td>知多郡内</td><td>662名（17.7%）</td></tr> <tr> <td>愛知県内</td><td>1,265名（33.9%）</td><td>愛知県外</td><td>76名（2%）</td></tr> </table> ・年齢別 <table> <tr> <td>小、中学生</td><td>1,282名（34.3%）</td><td>高校生</td><td>19名（0.5%）</td></tr> <tr> <td>大 人</td><td>2,436名（65.2%）</td><td></td><td></td></tr> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	マラソン2km	777	652	658	マラソン3km	975	899	895	マラソン10km	1,308	1,213	1,093	ジョギング2km	1,043	1,077	1,091	合 計	4,103	3,841	3,737	東浦住民	1,734名（46.4%）	知多郡内	662名（17.7%）	愛知県内	1,265名（33.9%）	愛知県外	76名（2%）	小、中学生	1,282名（34.3%）	高校生	19名（0.5%）	大 人	2,436名（65.2%）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																								
マラソン2km	777	652	658																																								
マラソン3km	975	899	895																																								
マラソン10km	1,308	1,213	1,093																																								
ジョギング2km	1,043	1,077	1,091																																								
合 計	4,103	3,841	3,737																																								
東浦住民	1,734名（46.4%）	知多郡内	662名（17.7%）																																								
愛知県内	1,265名（33.9%）	愛知県外	76名（2%）																																								
小、中学生	1,282名（34.3%）	高校生	19名（0.5%）																																								
大 人	2,436名（65.2%）																																										
9 特記事項	○大会は、原則雨天でも実施。 （東海豪雨後の平成12年第26回、降雪のあった平成17年第31回は中止。） ○マラソン決算、歳入の内訳 <table> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr> <tr> <td>参加費</td><td>2,624千円</td><td>3,312千円</td><td>3,073千円</td></tr> <tr> <td>町負担金</td><td>3,400千円</td><td>3,000千円</td><td>3,500千円</td></tr> <tr> <td>協賛金</td><td>1,895千円</td><td>1,949千円</td><td>2,103千円</td></tr> <tr> <td>繰越金</td><td>664千円</td><td>338千円</td><td>255千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>8,583千円</td><td>8,599千円</td><td>8,931千円</td></tr> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	参加費	2,624千円	3,312千円	3,073千円	町負担金	3,400千円	3,000千円	3,500千円	協賛金	1,895千円	1,949千円	2,103千円	繰越金	664千円	338千円	255千円	合 計	8,583千円	8,599千円	8,931千円																
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																								
参加費	2,624千円	3,312千円	3,073千円																																								
町負担金	3,400千円	3,000千円	3,500千円																																								
協賛金	1,895千円	1,949千円	2,103千円																																								
繰越金	664千円	338千円	255千円																																								
合 計	8,583千円	8,599千円	8,931千円																																								

10 総事業費(千円・人)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算			
			7,533	7,152	対前年比(%)	9,155	対前年比(%)	8,671	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	負担金	3,400	3,000	88.2%	3,500	116.7%	3,000	85.7%			
		その他	0	0	0	0	0	0	0			
		合 計	3,400	3,000	88.2%	3,500	116.7%	3,000	85.7%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。		すべて	一部	○	いいえ				
			②行政関与の必要性が高い。		○ 高い	普通		低い				
			③事業効果が高い。		○ 高い	普通		低い				
			④事業範囲・規模は妥当である。		妥当	○ 改善の余地あり						
			⑤受益者負担は妥当である。		妥当	○ 改善の余地あり						
			⑥手法は適切である。		適切	○ 改善の余地あり						
12 評価の理由			大会を開催することによって、スポーツ人口の増加に寄与します。アンケートでは「愛知 ② 駅伝で優勝し、マラソンにも力が入っているイメージがある」と受け止められ、町のPR ができる大きなイベントに定着しています。									
			③ 県内外から多くの方が参加し、最近では4,000人規模となり、東浦マラソンを通じて活 躍する選手の功績により、参加者へ刺激を与え、スポーツへの関心を高めています。									
			④ 開催場所を「あいち健康の森公園」へ移し、駐車場は確保していますが、容量寸前の状態 と思われるため、参加者数の制限を設けることを検討する必要があると考えます。									
			⑤ 事業費の不足分を補うため、無料(小・中学生)を有料、または参加費の再値上げを検討し たり、賞品内容の見直しをする必要があると考えます。									
			⑥ これまでは大きな事故もなく運営できています。しかし、参加者の多様な要望に応えるに は改善すべき点があり、実現できる事を絞り込み取り組んでいきます。									
13 事業を	拡大した場合		種目に、フルマラソン、ハーフマラソンを新設し、旅行会社との企画が実現できれば、さ らに参加者の増加が見込めますが、現実的には会場規模を考慮すると、受け入れは不可能と 思われます。									
	縮小・廃止 した場合		参加種目毎に人数を制限、マラソン種目を集約、マラソンまたはジョギングのみを実施す る事で規模は縮小できます。しかし、参加者の要望とは異なるため、これらに応える事が難 しくなります。									
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	34	担当課	スポーツ課																								
1 事業名	体育館・はなのき会館・ふれあいセンター管理事業																										
2 総括評価 今後の課題	施設の一般開放は、住民の誰もが身近にスポーツを楽しんでもらえ、体力づくり、健康づくりに大変効果的です。利用者の希望に沿った施設のあり方や、指定管理者の導入と使用料の見直しについて検討する必要があります。																										
3 事業の背景	身近な場所での健康・体力づくりのため、体育館、北部、西部ふれあいセンター、藤江コミュニティセンターを、施設の利便性と安全性を維持し施設管理を行っています。これらの施設は、住民の自発的なスポーツ活動の場になっていますが、近年、施設の利用において経年劣化が進み、毎年の修繕費が増加している状況です。																										
4 事業の目的	体育館、北部、西部ふれあいセンター、藤江コミュニティセンターは、住民の自発的なスポーツ活動の場になっており、身近な場所での健康、体力づくりを目的に利用されています。																										
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	東浦文化広場条例、東浦町ふれあいセンター条例																										
6 関連事業	—																										
7 具体的な 実施内容	住民の身近な場所での健康、体力づくりなど自発的なスポーツ活動の場として利用されています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>アリーナ</th><th colspan="2">各 施 設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体 育 館</td><td>全面1時間/710円 (照明1時間/510円) 半面1時間/350円 (照明1時間/250円)</td><td>小体育室 柔剣道場</td><td>1時間/250円 (照明1時間/100円)</td></tr> <tr> <td>北部ふれあいセンター</td><td rowspan="3">1時間/350円 (照明1時間/250円)</td><td>和 室</td><td rowspan="3">1時間/200円 (照明、空調含む)</td></tr> <tr> <td>西部ふれあいセンター</td><td>会議室</td></tr> <tr> <td>藤江コミュニティ センター</td><td>和 室 会議室</td></tr> </tbody> </table> ※町外利用者（知多5市4町、刈谷市除く）は表記金額の2倍とする。 ※各施設とも曜日、時間を定めて週2～3回の一般開放を実施。				アリーナ	各 施 設		体 育 館	全面1時間/710円 (照明1時間/510円) 半面1時間/350円 (照明1時間/250円)	小体育室 柔剣道場	1時間/250円 (照明1時間/100円)	北部ふれあいセンター	1時間/350円 (照明1時間/250円)	和 室	1時間/200円 (照明、空調含む)	西部ふれあいセンター	会議室	藤江コミュニティ センター	和 室 会議室								
	アリーナ	各 施 設																									
体 育 館	全面1時間/710円 (照明1時間/510円) 半面1時間/350円 (照明1時間/250円)	小体育室 柔剣道場	1時間/250円 (照明1時間/100円)																								
北部ふれあいセンター	1時間/350円 (照明1時間/250円)	和 室	1時間/200円 (照明、空調含む)																								
西部ふれあいセンター		会議室																									
藤江コミュニティ センター		和 室 会議室																									
8 事業実績 (1124～ 26年度)	利用者延べ人数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体 育 館</td><td>80,347 人</td><td>75,542 人</td><td>77,321 人</td></tr> <tr> <td>北部ふれあいセンター</td><td>32,487 人</td><td>32,773 人</td><td>33,202 人</td></tr> <tr> <td>西部ふれあいセンター</td><td>23,435 人</td><td>23,365 人</td><td>23,032 人</td></tr> <tr> <td>藤江コミュニティセン ター</td><td>19,670 人</td><td>23,692 人</td><td>25,733 人</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>155,939 人</td><td>155,372 人</td><td>159,288 人</td></tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	体 育 館	80,347 人	75,542 人	77,321 人	北部ふれあいセンター	32,487 人	32,773 人	33,202 人	西部ふれあいセンター	23,435 人	23,365 人	23,032 人	藤江コミュニティセン ター	19,670 人	23,692 人	25,733 人	合 計	155,939 人	155,372 人	159,288 人
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																								
体 育 館	80,347 人	75,542 人	77,321 人																								
北部ふれあいセンター	32,487 人	32,773 人	33,202 人																								
西部ふれあいセンター	23,435 人	23,365 人	23,032 人																								
藤江コミュニティセン ター	19,670 人	23,692 人	25,733 人																								
合 計	155,939 人	155,372 人	159,288 人																								
9 特記事項	—																										

10 総事業費(千円・人)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			51,976	52,139	対前年比(%)	42,845	対前年比(%)	40,931	対前年比(%)	
支出	事業費	需用費	15,325	15,853	103.4%	15,367	96.9%	14,509	94.4%	
		手数料	7,642	7,409	97.0%	958	12.9%	1,003	104.7%	
		借上料	7,645	7,652	100.1%	8,633	112.8%	8,262	95.7%	
		修繕料	0	0	0	2,327	0	1,755	75.4%	
		その他	3,893	3,849	98.9%	0	0	0	0	
		合計	34,505	34,763	100.7%	27,285	78.5%	25,529	93.6%	
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い	普通		低い	
			③事業効果が高い。			○ 高い	普通		低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり			
12 評価の理由			② 気軽にスポーツできる場を提供し、地域において安全にスポーツ活動が行える環境づくりに努め、整備する必要があります。							
			③ スポーツ活動をする方が気持ち良く利用できるよう、可能な限り迅速に修繕し、高額なものは補正で対応しています。施設利用者の要望は、希望に沿うよう可能な範囲で対応していますので、利用者の満足度は高いと判断します。							
			④ 森岡、新田、藤江の3地区にアリーナ施設があり、石浜・生路の間には町体育館が位置し、身近な場所でスポーツができる環境にあり、妥当であると考えます。							
			⑤ 受益者負担だけでは施設事業費が賄えておらず、使用料の見直しについて検討する必要があると考えます。							
			⑥ 各施設は定期利用団体が年間の1/3以上を占め、この他は一般開放やサークル活動などが利用しています。施設利用率は90%に達し、昨年度の延べ利用者は約15万人で、施設は充分活用されていると判断します。しかし、スポーツ種目に見合った専用施設ではないため、利用者にとって充分満足できるレベルではないと捉えています。							
13 事業を		拡大した場合	アリーナ施設のない緒川・石浜地区にも、ふれあいセンターと同等施設の建設し、より身近な場でスポーツができる環境を整備します。							
		縮小・廃止した場合	体育施設の整備(大規模修繕、建て替え、増設など)をしなければ、老朽化が進み使いづらくなってしまいます。耐用年数が過ぎた施設は、取り壊すことになるため、スポーツする場所の確保が難しくなります。							
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持	縮小		廃止

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	35	担当課	スポーツ課																																				
1 事業名	グラウンド・コート管理事業																																						
2 総括評価 今後の課題	一定の施設は設置されていますが、他市町と比較するとどれも規模は小さく、いずれも老朽化が進み修繕費が増大しています。利用者の希望に沿った施設のあり方や、指定管理者制度の導入と使用料の見直しについて検討する必要があります。																																						
3 事業の背景	豊かなスポーツライフの実現のためには、スポーツを楽しめる環境づくり、仲間との触れ合いを通じた健康づくりの場を提供することが求められています。身近なスポーツ活動の場として、ニーズに応じたグラウンドやテニスコート等の施設を整備し、安全性をふまえた維持管理が重要です。																																						
4 事業の目的	住民の体力づくり・健康維持を目的に、だれもがスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。 スポーツ活動のための施設を、いつでも支障なく利用できるよう維持することで地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。																																						
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	東浦町町営グラウンドの設置及び管理に関する条例 東浦町文化広場条例 東浦町岡田川テニス場条例																																						
6 関連事業	—																																						
7 具体的な 実施内容	住民のスポーツ活動のための施設を、いつでも支障なく利用できるよう維持管理しています。 《管理施設》 町営第1・第2グラウンド、文化広場テニスコート、ゲートボールコート 南部グラウンド、北部グラウンド、西部グラウンド、岡田川テニス場 《施設使用料》 ・第1グラウンド 1時間/410円（半面利用は1時間/200円） 午前6時～午後9時30分 夜間照明利用料 1時間/2,720円 以後30分毎に1,150円加算 （夜間照明は全面利用のみ） ・第2グラウンド 1時間/200円（夜間照明無し） ・文化広場テニスコート 1面/1時間/300円 午前8時30分～午後9時30分 夜間照明利用料 1面/1時間/300円 ・岡田川テニス場 1面/1時間/200円 ・ゲートボールコート 無料 ※ 4・5月及び10月～3月 午前6時～午後6時 6月～9月 午前6時～午後7時 ※ 町外利用者（知多5市4町・刈谷市は除く）は表記金額の2倍とする。																																						
8 事業実績 (H24～ 26年度)	・各施設の延べ利用者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町営第1グラウンド</td><td>27,348</td><td>25,914</td><td>27,712</td></tr> <tr> <td>町営第2グラウンド</td><td>19,022</td><td>19,796</td><td>18,083</td></tr> <tr> <td>北部グラウンド</td><td>24,028</td><td>26,159</td><td>23,997</td></tr> <tr> <td>西部グラウンド</td><td>11,542</td><td>9,329</td><td>8,572</td></tr> <tr> <td>南部グラウンド</td><td>11,515</td><td>10,416</td><td>8,300</td></tr> <tr> <td>文化広場テニスコート</td><td>26,652</td><td>33,937</td><td>33,648</td></tr> <tr> <td>岡田川テニス場</td><td>9,749</td><td>10,075</td><td>10,004</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>129,856</td><td>135,626</td><td>130,316</td></tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	町営第1グラウンド	27,348	25,914	27,712	町営第2グラウンド	19,022	19,796	18,083	北部グラウンド	24,028	26,159	23,997	西部グラウンド	11,542	9,329	8,572	南部グラウンド	11,515	10,416	8,300	文化広場テニスコート	26,652	33,937	33,648	岡田川テニス場	9,749	10,075	10,004	合 計	129,856	135,626	130,316
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																				
町営第1グラウンド	27,348	25,914	27,712																																				
町営第2グラウンド	19,022	19,796	18,083																																				
北部グラウンド	24,028	26,159	23,997																																				
西部グラウンド	11,542	9,329	8,572																																				
南部グラウンド	11,515	10,416	8,300																																				
文化広場テニスコート	26,652	33,937	33,648																																				
岡田川テニス場	9,749	10,075	10,004																																				
合 計	129,856	135,626	130,316																																				
9 特記事項	—																																						

10 総事業費(千円・人)			24年度決算	25年度決算		26年度決算		27年度予算	
			16,640	14,891	対前年比(%)	45,616	対前年比(%)	18,415	対前年比(%)
支出	事業費	需用費	3,646	4,648	127.5%	3,304	71.1%	3,270	99.0%
		委託料	832	834	100.2%	1,268	152.0%	6,547	516.3%
		借上料	2,932	2,984	101.8%	0	0	21	0
		その他	0	0	0	35,051	0	2,459	7.0%
		合計	7,410	8,466	114.3%	39,623	468.0%	12,297	31.0%
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い	普通		低い
			③事業効果が高い。			○ 高い	普通		低い
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり		
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり		
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり		
12 評価の理由			② スポーツに親しむための施設の充実を図り、環境整備に努めています。						
			③ 気軽にスポーツに触れ合え、スポーツに親しんでもらう場を提供し、地域において健康・体力づくりが行える環境づくりに努め、安全にスポーツ活動ができるように整備します。						
			町内の5つのグラウンドは、北、西、南、中央に第1、第2グラウンドがあり、テニスコートは北と中央の2箇所に位置し、どこからでもアクセスしやすい場所に配置された利用しやすい施設と判断しています。						
			⑤ 事業費は受益者負担で60%を賄っていますが、老朽化していく屋外施設や器具などに修繕費用がかかるため、使用料の見直しを検討していく必要はあると考えます。						
			平成25年度以降の延べ利用者は13万人を超え、土・日・祝日の予約が特に難しい状況が続いていて、既存の施設は充分活用されていると判断します。しかし、スポーツ種目に見合った専用施設ではないため、利用者にとって十分に満足できるレベルではないと捉えています。						
13 事業を			老朽化が進んだ施設の改修などを計画し、利用者の要望を取り入れながら検討していき、スポーツを楽しめる環境づくりを整備していきます。						
拡大した場合									
縮小・廃止した場合			体育施設の整備(大規模修繕、建て替え、増設など)をしなければ、老朽化が進み使いづらくなってしまいます。耐用年数が過ぎた施設は取り壊すことになり、スポーツができる場所の確保が難しくなります。						
14 事業の方向性			拡大	改善	○	現状維持	縮小	廃止	

平成27年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成26年度）

事業番号	36	担当課	スポーツ課																																																								
1 事業名	スポーツ団体・指導者支援事業																																																										
2 総括評価 今後の課題	スポーツ指導者講習会の認知度をさらに高め、様々な種目の指導者を増やしていくことで、住民が多様なスポーツを楽しむことができるようになると思います。 学校部活動外部指導者制度は、小中学校と連携を図り、より有効に指導ができるように連絡調整を図ります。体育協会、スポーツ少年団は団体としての自立をさらに促しながら、町の援助は続けていく必要があります。地域総合型スポーツクラブは徐々に各小学校区へと広がっているため、じっくりと認知度を高め、地域におけるスポーツ活動の拠点としていきます。																																																										
3 事業の背景	スポーツ活動に参加しやすい環境を充実させるためには、様々なスポーツの指導者を育成し、増やしていくことにより、住民が多様なスポーツを楽しむことができるようになることから、スポーツ指導者養成事業を行っています。また、競技スポーツの普及と参加者の増加や、子どもの体力強化を図るため、各団体に応じた活動支援をするとともに、自立的な運営ができるよう、活動の活性化を図っています。																																																										
4 事業の目的	住民の健康保持増進、体力の向上を図るため、スポーツ指導者を育成していくことを目的としています。 住民のみなさんが、運動やスポーツを生涯にわたって行なうことができるよう、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員会などの団体へ支援を行います。																																																										
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	東浦町体育協会等補助金交付要綱、東浦町外部指導者派遣事業運用規則、東浦町スポーツ指導者設置要綱、東浦町スポーツ推進委員会に関する規則																																																										
6 関連事業	—																																																										
7 具体的な 実施内容	スポーツ指導者養成事業 ・スポーツ指導者養成講習会の実施（年6回） 独自にプログラムを作成し、地域スポーツ指導者、学校部活動外部指導者などに専門的な学習の場を提供 ・スポーツ指導者人材バンクへの登録 講習会の受講者へ人材バンク登録を依頼し、学校や各種団体から問い合わせがあった際に紹介 ・学校部活動外部指導者派遣事業 各種目の指導に関する専門知識を持ち、町スポーツ指導者養成講習会を受講した方を中心に、各校の部活動の顧問と連携して指導 体育協会、スポーツ少年団への支援 ・大会時等の使用料減免 ・各種大会、練習、行事等の優先予約 ・補助金の交付 総合型地域スポーツクラブ「森と川スポーツクラブ」への支援 ・使用料一部減免 ・各種練習会、行事等の優先予約 総合型地域スポーツクラブ立ち上げ支援（「みんなでスポーツを楽しむ会」） ・設立準備委員会の設立 ・物品（インディアカ、ミニテニス等）の貸し出し																																																										
8 事業実績 (26年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ指導者養成講習会 (年6回)</td><td>のべ参加者数</td><td>212</td><td>173</td><td>180</td></tr> <tr> <td>スポーツ指導者人材バンク</td><td>登録者数</td><td>174</td><td>186</td><td>204</td></tr> <tr> <td rowspan="2">学校部活動外部指導者派遣</td><td>派遣部活動数</td><td>23</td><td>24</td><td>19</td></tr> <tr> <td>派遣指導者数</td><td>36</td><td>33</td><td>30</td></tr> <tr> <td rowspan="2">体育協会</td><td>団体数</td><td>174</td><td>169</td><td>165</td></tr> <tr> <td>登録者数</td><td>3,287</td><td>3,167</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td rowspan="3">スポーツ少年団</td><td>団体数</td><td>13</td><td>12</td><td>12</td></tr> <tr> <td>指導者数</td><td>122</td><td>106</td><td>103</td></tr> <tr> <td>登録者数</td><td>570</td><td>428</td><td>396</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地域総合型スポーツクラブ 設立支援</td><td>設立検討委員会開催数</td><td>1</td><td>3</td><td>6</td></tr> <tr> <td>準備クラブ数</td><td>2地区</td><td>3地区</td><td>4地区</td></tr> </tbody> </table>						H24	H25	H26	スポーツ指導者養成講習会 (年6回)	のべ参加者数	212	173	180	スポーツ指導者人材バンク	登録者数	174	186	204	学校部活動外部指導者派遣	派遣部活動数	23	24	19	派遣指導者数	36	33	30	体育協会	団体数	174	169	165	登録者数	3,287	3,167	3,000	スポーツ少年団	団体数	13	12	12	指導者数	122	106	103	登録者数	570	428	396	地域総合型スポーツクラブ 設立支援	設立検討委員会開催数	1	3	6	準備クラブ数	2地区	3地区	4地区
		H24	H25	H26																																																							
スポーツ指導者養成講習会 (年6回)	のべ参加者数	212	173	180																																																							
スポーツ指導者人材バンク	登録者数	174	186	204																																																							
学校部活動外部指導者派遣	派遣部活動数	23	24	19																																																							
	派遣指導者数	36	33	30																																																							
体育協会	団体数	174	169	165																																																							
	登録者数	3,287	3,167	3,000																																																							
スポーツ少年団	団体数	13	12	12																																																							
	指導者数	122	106	103																																																							
	登録者数	570	428	396																																																							
地域総合型スポーツクラブ 設立支援	設立検討委員会開催数	1	3	6																																																							
	準備クラブ数	2地区	3地区	4地区																																																							
9 特記事項	—																																																										

10 総事業費(千円・人)			24年度決算		25年度決算		26年度決算		27年度予算			
			6,245	5,848	対前年比(%)	5,745	対前年比(%)	5,877	対前年比(%)			
支 出	事業費	負担金	0	0	0	0	0	0	0			
		その他	3,390	3,163	93.3%	3,060	96.7%	3,168	103.5%			
		合 計	3,390	3,163	93.3%	3,060	96.7%	3,168	103.5%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い	普通		低い			
			③事業効果が高い。			○ 高い	普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○ 改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			○ 適切	改善の余地あり					
12 評価の理由			② スポーツ指導者講習会のほとんどの受講者が指導者に登録し、各団体の活動内容を充実することでスポーツ活動の推進をしています。									
			③ 指導者登録数は年々増加しており、町内各地区では色々なスポーツの教室が始まっていて、身近な場所のできるスポーツが広がっていると判断します。									
			近隣の市町と比較すると指導者養成講座などを開催しており、必要と考えるスポーツ推進									
			④ の水準を満たしています。しかし、学校・部活動指導者へ支払う報酬費の上限については、検討する必要があります。									
			⑤ スポーツ指導者講習会へ参加する方の多くが、地域のスポーツ活動はボランティアに等しい立場で参加していただいているため、講習会の参加費は無料としています。									
			⑥ 地域総合型スポーツクラブを設立していない地区（新田・石浜・生路・藤江地区）すべてに準備クラブができ、地域に根差したスポーツ活動が広がっています。									
13 事業を			拡大した場合									
			スポーツ指導者の登録をした方に、愛知県講習会の受講を促し資格を取得していただきます。この資格を活かし、各地区で講習会等の開催を増やし、より充実したスポーツ支援を推進します。									
			縮小・廃止した場合									
			団体のスポーツ指導者が不足し、スポーツの振興ができなくなり、スポーツ活動が衰退つな									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	